

りであり、さらに昨年の異常高水下における水質悪化の実態をふまえて、県は汚濁した水質の回復をはかり、国の定める水質環境基準の目標達成のために全力をあげて総合的な水質保全対策事業の推進にとりこんでいるところであり、

また、常陸川水門の暫定操作につきましては、農業用水、生活用水、工業用水の確保をはかるため常陸川水門暫定操作に関する試案にもとづき常陸川水流調整対策協議会を始め関係各機関と綿密な連絡調整をはかりながら最善の努力を払い実施しているところであります。

なお、常陸川水門は霞ヶ浦開発事業完了後締切ることになつていますが、実質は霞ヶ浦から利根川下流に流出している水量は年間十四億トンといわれ、この大部分を取水することにしておりますが、基準水位YP(+)一・三m(夏期YP(+)一・二m)をこえるものは、その都度放出することにして、このことから霞ヶ浦の水は流動することになる、このことだけに、直ちに霞ヶ浦の水質が悪化することは考えられません。

2 工場排水規制の強化について

工場排水等については、昨年十一月条例改正により排水量及び排水基準の上のその他、暫定業種に対する一律基準の適用期間短縮等霞ヶ浦の水質環境基準の維持達成

を目標として規制の強化措置を講じたところでありますが、さらに、新規開発計画又は行為等に対する事前チェック強化等による汚濁負荷量の削減及び総量規制の考え方等検討中であり、

また、監視観測体制についても公共用水域の監視観測工場等の立入検査の他、水質監視員制度への助成を新設する等の施策を講じておりますが、さらに市町村とも協力して体制の強化をはかってまいります。

3 工場の新設禁止について

霞ヶ浦周辺における工場の新設については、工場立地及び公害関係法令等に基づく届出審査の段階で工場排水を重点的にチェックするなど企業の選択的誘導をはかり、環境の保全及び公害の防止に万全を期してまいります。

4 第三次処理施設を完備した下水終末処理場の早期完成について

湖北流域下水道事業は昭和四十八年度から三次処理を併用した事業に着手しています。終末処理場については三年以内に一部処理開始ができるよう関連公共下水道の整備と併せて努力いたします。

5 終末処理場における都市排水と工場排水分離の必要性について